

業務及び財産の状況等に関する報告書

〔預金保険法第80条に基づく報告書〕

平成14年4月16日

長島信用金庫

金融整理管財人

横山 功
室木 徹亮

目 次

	頁
I 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について	1
1. はじめに	1
2. 経営破綻の原因	1
(1) 当金庫をとりまく経営環境と経営状況	1
(2) 経営破綻に至った経緯	1
(3) 破綻に至った要因	2
3. 管理を命ずる処分までの状況	2
(1) 資本の状況	2
(2) 自己資本回復の断念	3
II 業務及び財産の状況について	3
1. 与信業務	3
2. 預金業務	3
3. 投資等業務	4
(1) 投資有価証券	4
(2) 商品有価証券	4
4. 固定資産の状況	4
5. 不良債権の状況	5
III 事業譲渡等の見込みについて	6
1. 基本方針	6
(1) 早期譲渡	6
(2) 優良な顧客基盤・資産の維持	6
(3) 経費の削減	6
(4) 地域金融機能の維持	6
(5) 内部管理体制の整備	6
(6) 責任追及体制の整備	6
2. 具体的施策	6
3. 事業譲渡の見込み	6

Ⅰ 管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等について

1. はじめに

当金庫は、平成13年12月28日、預金保険法第74条第1項第2号に基づく「金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分」（以下「管理を命ずる処分」という。）を金融庁長官より受けるとともに、同日付で「業務及び財産の状況等に関する報告及び経営に関する計画の作成命令」を受けました。同命令に基づき、当金庫が管理を命ずる処分を受ける状況に至った経緯等につき、調査を行いましたので以下の通りご報告いたします。

なお、本調査作業につきましては、平成13年12月28日に選任されてから直ちに開始いたしましたが、時間的制約等もあり本報告書の内容について必ずしも十分ではないかと思われる事項もあります。

しかしながら、預金保険法第83条に基づく旧経営陣の民事上や刑事上の責任の有無の調査を続けており、これらにつきましても、後日、明らかにできるものと考えております。

2. 経営破綻の原因

（1）当金庫をとりまく経営環境と経営状況

当金庫は、昭和23年7月24日、長島農業会の信用業務を継承し、これを母体に長島信用組合として設立され、昭和28年6月長島信用金庫として改組されました。

営業地域は、北牟婁郡紀伊長島町、度会郡南島町、度会郡紀勢町錦地区とし、店舗は紀伊長島町内に本店と出張所の計2店舗で営業しております。

営業体制は主として渉外活動により小口の預金・積金を集め、それを地域の中小零細企業や個人に対して融資する等地域密着経営を行ってまいりました。

（2）経営破綻に至った経緯

① 多額の不良債権の発生

協同組織金融機関として会員への資金提供等業務拡大を図ってまいりましたが、景気の長期低迷によって、地元主要産業である漁業、養殖業、海産物卸・小売業等の経営悪化に加え、大口融資先の財務内容の悪化及び倒産が発生し、貸出金の不良債権が増加してまいりました。

また、平成9年度以降、他金融機関との競争の中で、優良な顧客を獲得できず、比較的与信リスクの高い顧客との取引が増加・拡大し、貸倒引当金は平成9年度287百万円から平成12年度には481百万円に増加し、経営を圧迫する大きな要因となりました。

② 有価証券運用による損失の発生

当金庫は、営業地域が北牟婁郡紀伊長島町及び度会郡の一部と狭く、安定的かつ収

益性のある融資先が不足しており、有価証券投資は資金運用の重要な手段となっていました。高い経費率をカバーするために、平成4年頃から高利回りのハイリスクな外国証券、投資信託、株式、社債等への投資を増やしていきました。

これにより、有価証券関係で毎年度ほぼ1億円以上の利益を上げてきましたが、平成12年度以降はこれらの市況の大幅な悪化により、多額の償却及び含み損が発生しました。特にアルゼンチン国債や同国債のリパッケージ債への投資は、当金庫に大きな損失をもたらしました。

(3) 破綻に至った要因

当金庫の破綻の直接的要因は、次のとおり多額の不良貸出と有価証券投資の失敗にあります。当金庫が従業員二十数名の非常に小規模な組織であり、内部牽制体制が不十分であったこと、及び重大な業務運営について理事会のチェック機能が十分に働いていなかったこと等も大きな問題点であり、これらの複合的な要因が重なって破綻に至ったものと考えられます。

・当金庫は、優良顧客が少ない狭い営業地域の中で、経費率が高いなど他金融機関との競争力が不足しており、与信リスクの比較的高い顧客を取り込む形で貸出残高が増加していたにもかかわらず、貸出審査において債務者の実態把握が不十分なうえ、担保評価が甘く、結果として不良債権を増加させ、多額の引当金の積み増しに至りました。

・資金運用のもう一つの柱となっている有価証券投資は、より高い運用成績を求めてハイリスク・ハイリターンな外国証券や投資信託等への投資を増やしていかざるを得ない状況にありました。

当金庫では、平成5年に「余資運用規程」が制定されたものの、平成9年に内容が簡略化され、その後平成13年に再び損切り基準等が整備された状況であり、リスク管理のノウハウをもたず、検討体制も不十分なまま、ほぼ証券会社から勧められるままに投資を行ってしまった結果、多額の損失を発生させることになりました。

3. 管理を命ずる処分までの状況

(1) 資本の状況

当金庫は、平成13年3月期決算において、不良貸出債権に対する引当金の増加、有価証券の償却の増加、投資信託等の受取利息の減少等により、当期利益が182百万円の赤字(自己資本比率9.64%)となりました。

平成13年度に入り、証券市況の低迷や担保不動産の更なる下落、不良債権の新規発生等により、当金庫の資産状況はさらに悪化しました。

このような状況を踏まえ、平成13年11月末の財務状況を精査した結果、保有外国証

券のデフォルトによる減損処理、正確な自己査定による適切な償却・引当等を行ったところ、▲366百万円の大幅な債務超過となり、自己資本比率も▲4.04%と大幅に低下することが明らかになりました。

(2) 自己資本回復の断念

当金庫の平成13年3月末現在の会員勘定は947百万円でありましたが、平成13年11月末では▲366百万円の大幅な債務超過に陥り、地元の協力等も得られる見通しはなく、短期間において自己資本を回復できるような多額の出資金を募ることはきわめて困難となりました。

また、当金庫の平成13年3月期の当期利益は▲182百万円であり、現在の状況下では当該債務超過を早期に解消する有効な経営改善策もなく、金庫の財産をもって債務を完済することができないとの判断から、自力再建を断念するに至り、平成13年12月28日、預金保険法第74条第5項に基づく申出を行うに至りました。

II 業務及び財産の状況について

1. 与信業務

当金庫の与信業務については、主要営業地域である紀伊長島町の小売業、漁業、養殖業、運送業、土木建設業など中小零細企業者と個人への融資で占められております。

〈貸出金残高推移〉 店舗数: 2店

(単位: 百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
貸出金残高	7,605	100.0	7,729	100.0	7,825	100.0	178,403	100.0
うち中小企業	5,842	76.8	5,929	76.7	5,961	76.2	123,818	69.4
うち個人	1,606	21.1	1,557	20.1	1,646	21.0	51,414	28.8
うちその他	155	2.0	242	3.1	217	2.8	3,171	1.8

*「その他」には、地方公共団体が含まれています。

2. 預金業務

当金庫の預金業務では、公金預金の構成比が業界平均に比べ著しく高い水準になっており、個人預金及び法人預金の構成比は比較的低くなっております。

<預金残高推移>店舗数 : 2店

(単位:百万円、%)

	11年3月末		12年3月末		13年3月末		業界平均 (H13年3月末)	
		構成比		構成比		構成比		構成比
預金残高	12,012	100.0	11,683	100.0	11,770	100.0	279,681	100.0
うち個人預金	7,728	64.3	7,646	65.4	7,600	64.6	213,557	76.4
うち法人預金	1,472	12.3	1,471	12.6	1,486	12.6	53,980	19.3
うちその他	2,811	23.4	2,565	22.0	2,682	22.8	12,142	4.3

※「その他」には公金預金、金融機関預金が含まれています。

3. 投資等業務

(1) 投資有価証券

投資有価証券につきましては、債券の利息収入主体の運用を行いましたが、ハイリターンを求めたハイリスクな投資も行ったため、多額の損失が発生しました。

なお、平成13年度に入り、資金繰り対策として有価証券の売却を進めており、破綻公表後も逐次売却をしております。

<投資有価証券残高推移>

(単位:百万円)

	平成11年3月末	平成12年3月末	平成13年3月末	平成13年3月末 の評価損益
投資有価証券	3,819	3,304	3,264	▲ 33
国債・地方債	477	225	338	23
社債	683	548	748	2
株式	124	311	425	10
その他	2,533	2,219	1,751	▲ 70
貸付有価証券	-	-	-	-

(2) 商品有価証券

当金庫は、商品有価証券は保有していません。

4. 固定資産の状況

保有固定資産(営業用不動産、所有不動産)の状況は以下のとおりです。

今後は、業務運営上必要不可欠なもの以外は順次売却する方針とします。

<固定資産の状況>

(平成13年3月末時点 単位：百万円)

	土 地				建 物		
	件 数	簿価 取得価格	評価額	含み損益	件 数	簿価 取得価格	簿価 償却後
事業用 不動産	2	29	75	46	4	96	34
所有 不動産	-	-	-	-	-	-	-

5. 不良債権の状況

当金庫の不良債権は、以下のとおりとなっています。

<リスク管理債権の状況>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(H13年3月期)	
	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合	貸出金残高	貸出金に 占める割合
破綻先債権	174	2.3%	615	7.9%	2,438	1.2%
延滞債権	704	9.1%	818	10.5%	10,698	5.5%
3ヵ月以上延滞債権	16	0.2%	27	0.3%	233	0.1%
貸出条件緩和債権	-	0.0%	-	0.0%	5,016	2.6%
合計	895	11.6%	1,460	18.7%	18,387	9.4%

<金融再生法の開示債権>

(単位：百万円、%)

	平成12年3月期		平成13年3月期		業界平均(H13年3月期)	
	金額	債権に 占める割合	金額	債権に 占める割合	金額	債権に 占める割合
破産更正債権及び これらに準ずる債権	689	7.4%	1,072	11.4%	6,822	3.4%
危険債権	290	3.1%	450	4.8%	7,795	3.9%
要管理債権	16	0.2%	27	0.3%	4,693	2.3%
正常債権	8,337	89.3%	7,855	83.5%	182,736	90.4%
合計	9,333	100.0%	9,404	100.0%	202,048	100.0%

Ⅲ 事業譲渡等の見込みについて

1. 基本方針

(1) 早期譲渡

預金保険機構による資金援助を前提に、円滑な事業譲渡を早期に行うことにより、金融仲介機能の維持及び当金庫の事業価値の劣化防止に努めます。

(2) 優良な顧客基盤・資産の維持

優良な顧客基盤や資産を維持し、金融機関としての信認を取り戻すとともに、顧客の信頼回復に全力を尽くします。

(3) 経費の削減

円滑な事業譲渡を行うため、人件費・物件費等の営業経費の削減を図ります。

(4) 地域金融機能の維持

当金庫の営業地域において、引続き地域の中小零細企業者等に対する金融サービスの提供に支障が生じないよう配慮いたします。

(5) 内部管理体制の整備

内部事務の厳正化および相互牽制の徹底など体制面の整備を図り、受皿金融機関への円滑な事業譲渡を目指します。

(6) 責任追及体制の整備

預金保険法第83条に基づき、内部調査体制の整備を図り、旧経営陣等の責任を明確にいたします。

2. 具体的施策

預金保険法の趣旨を十分に踏まえ、業務の円滑な譲渡及び善意かつ健全な取引先の保護のため、早期に事業譲渡を行うよう最大限努力いたします。

3. 事業譲渡の見込み

事業譲渡を行う相手先については、信用金庫としての事業特性や地域経済及び善意かつ健全な中小零細企業者を中心とする取引先への配慮を念頭に置き、事業譲渡先の選定を行った結果、平成14年2月7日付で紀北信用金庫と事業譲渡契約を締結しました。

今後は、できる限り速やかに紀北信用金庫へ事業譲渡ができるよう、最大限の努力をいたします。